

## 2 獣医師の状況

### (1) 活動状況(平成22年)

：有資格者は概ね35,400人

- ① 牛、豚等産業動物分野  
：約4,500人
- ② 家畜保健衛生所等公務員分野  
：約8,800人
- ③ 犬、猫等小動物分野  
：約13,300人

### (2) 診療施設の開設状況(平成22年)

- ① 産業動物：約4,000施設
- ② 小動物等：約10,400施設

※両方を診療している場合は産業動物にカウント

### (3) 獣医師国家試験

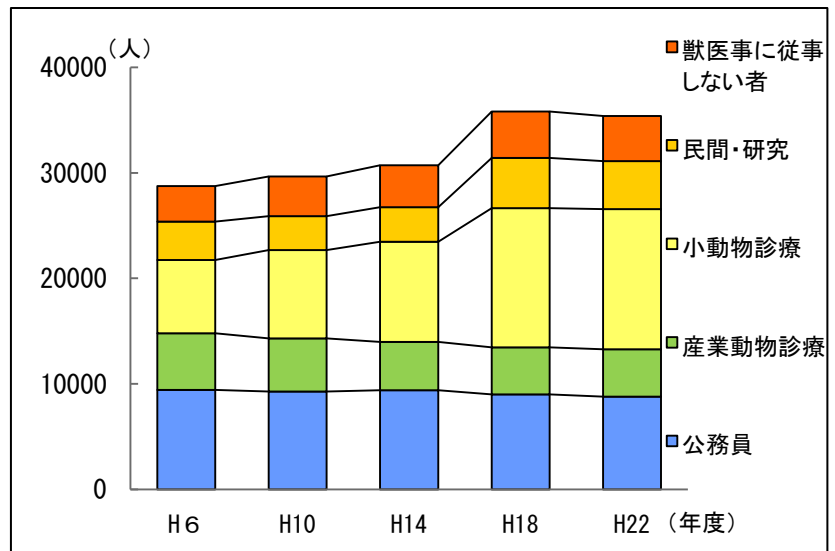
平成22年度(第62回)は、平成23年2月22日、23日に、札幌、東京及び福岡で実施。

1,275人が受験。1,052人が合格。

### (4) 獣医大学卒業者の就職状況推移

- ① 獣医大学の卒業生数は約1,000人で推移
- ② 卒業生の半数が小動物診療分野に就職

### ○獣医師の活動状況調査の結果

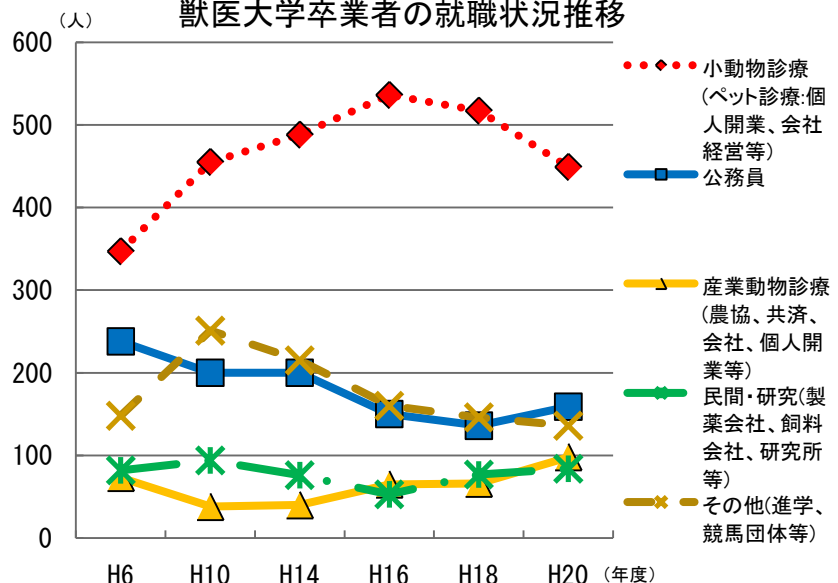


出所：獣医師法第22条の届出による

### ○第62回獣医師国家試験の結果

区分	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
新卒	1,072	973	90.8
既卒	197	75	38.1
その他	6	4	66.7
計	1,275	1,052	82.5

### 獣医大学卒業者の就職状況推移

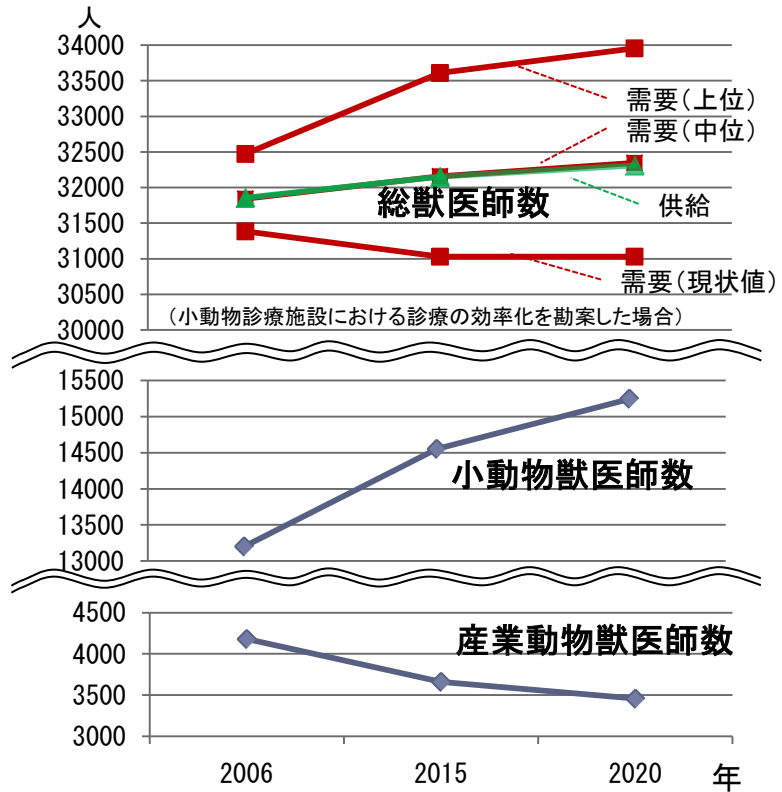


出所：家畜衛生週報

## (5) 今後の見通し

- ① 今後の獣医師全体の需給見通しは、診療回数の増減や診療の効率化(家畜の飼養戸数の減少、診療業務以外の業務の代替)の進展等により変化
- ② 最近の就業及び退職のトレンドからみれば、2020年までに、小動物獣医師は約15,000人に増加、産業動物獣医師は約3,500人に減少する見込み

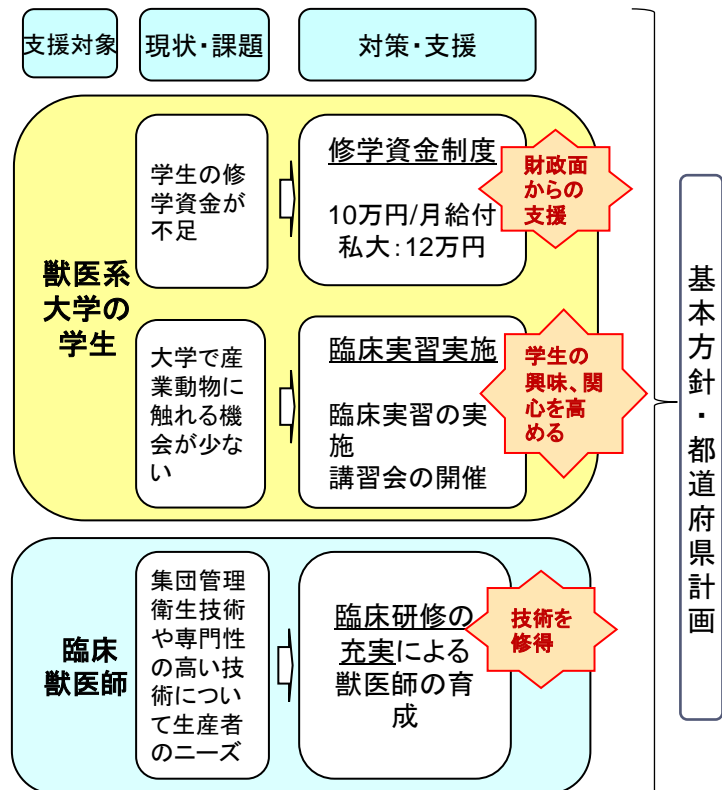
(獣医師の需給に関する検討会報告書(平成19年))



## 3 産業動物獣医師の確保対策

獣医系大学在学時から大学卒業後の研修等を体系的に組み合わせた、総合的な産業動物獣医師の確保対策を実施。

- ① 産業動物獣医師修学資金の給付  
産業動物獣医師を志す獣医系大学の学生を対象に、月額10万円を上限として修学資金を給付(私立大学の学生は12万円)
- ② 学生に対する臨床実習等支援  
獣医系大学の学生を対象に、産業動物診療の臨床実習、講習会等を開催
- ③ 新規獣医師に対する研修の充実  
新規獣医師を対象に、実践的な初期研修を実施
- ④ 管理獣医師等育成支援  
臨床獣医師を対象に、集団管理衛生技術や専門性の高い技術を修得する研修を実施



## 4 『獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針』(骨子)

### 1 獣医療の提供に関する基本的な方向

- ・ 口蹄疫の防疫や食の安全確保を担う産業動物獣医師及び都道府県の公務員獣医師の確保措置を強化  
獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る
- ・ 獣医療ニーズを踏まえた獣医師の技術水準の高位平準化  
管理獣医師の養成研修の充実等、獣医療技術の修得を図る機会を増大し、診療獣医師の技術水準の高位平準化を図る
- ・ 良質かつ適切な獣医療を提供するための獣医療関係者との連携・協力を強化  
獣医師、動物看護職等の獣医療専門職及び飼育者が連携し、飼育者のニーズに対応した、より質の高い獣医療の提供を図る

### 2 都道府県が計画を策定するための考え方

- ・ 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定  
飼育者のニーズの動向や獣医療の需給状況を勘案した、診療施設の整備や産業動物獣医師の確保に係る目標を設定
- ・ 獣医療提供体制の整備が必要な地域の設定  
前述の目標を達成するために計画的な取組が必要な地域を設定
- ・ 診療施設の連携についての基本的な考え方  
口蹄疫発生を想定した危機管理体制の構築に向けた組織的な家畜防疫体制の確立や、診療施設の効率的利用等に配慮した診療施設の連携に関する方針を設定
- ・ 獣医療の技術向上のための計画的な研修の実施  
臨床研修、高度研修の充実による知識・技術の修得に関する方針を策定
- ・ その他重要な事項  
獣医療に関する相談窓口の明確化、飼育者の衛生知識の啓発

# 牛トレーサビリティ制度

## 1 制度の目的

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」  
(通称:牛トレーサビリティ法)に基づいて、以下の事項を達成

BSEのまん延防止措置の的確な実施に資する

国産牛肉の安全性に対する消費者の信頼確保を図る

## 2 制度の仕組み・監視

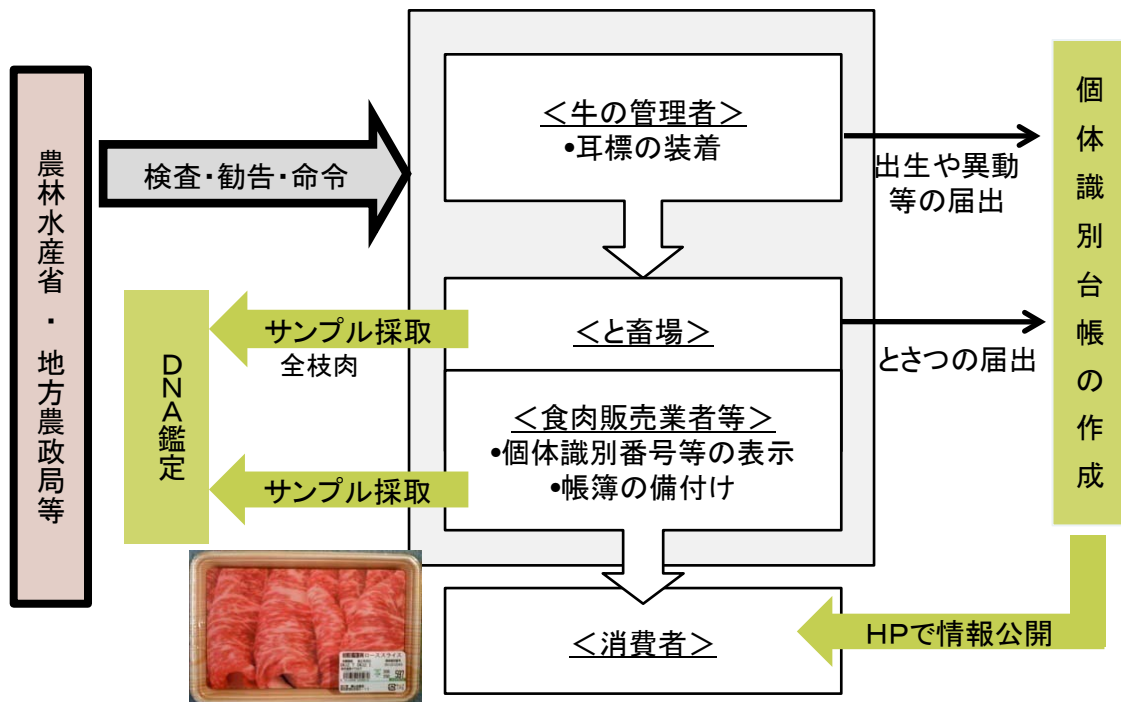
個体識別番号



管理者(農家等)やと畜者から届け出られた牛の出生・異動等の情報を、  
(独)家畜改良センターでデータベース化

HP上で個体識別番号を入力すると、出生からと畜まで履歴等が検索可能

制度の信頼確保のため、立入検査やDNA鑑定等を実施



# 水産防疫

## 1 持続的養殖生産確保法、水産資源保護法の概要

### 持続的養殖生産確保法（平成11年 法律第51号）

#### 目的

養殖漁場の改善の促進、養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること

#### 特定疾病のまん延防止

- ・発見時の知事への届出義務
- ・大臣への報告及び関係知事への通報
- ・移動制限、又は禁止の命令
- ・焼却、埋却等の命令
- ・損失の補償

#### 報告及び立入検査

- ・報告の徴取
- ・養殖漁場等への立入検査

#### 魚類防疫員等

- ・魚類防疫員の指名
- ・魚類防疫協力員の委嘱

#### 試験研究の推進

- ・必要な試験研究及び情報収集

### 水産資源保護法（昭和26年 法律第313号）

#### 目的

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること

#### 輸入の許可

- ・書面審査による大臣の輸入許可制
- ・輸出国からの検査証明書の提出
- ・輸入防疫対象疾病発生国・地域からの輸入の場合には一定期間の管理命令を发出
- ・輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは当該水産動物又は容器等の焼却、埋却等の命令を发出

#### 報告及び立入検査

- ・報告の徴取
- ・事業場等への立入検査



## 2 水産防疫制度の概要

### (1) 国内防疫制度(持続的養殖生産確保法)

国内に発生が確認されていない又は一部のみに発生している養殖水産動物の伝染性疾病で、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれのあるものを特定疾病(11疾病)に指定。

当該疾病について届出報告の義務を課すとともに発生が確認された場合は、都道府県知事が移動制限や殺処分等のまん延防止措置を命令。

#### (※) 隔離管理事例

平成20年3月、中国産金魚からコイ春ウイルス血症(SVC)ウイルスが検出されたとの英国からの情報を受け、中国産金魚の輸入に当たって隔離管理命令を講じるとともに、検疫官が立入検査を実施。

### (2) 輸入防疫制度(水産資源保護法)

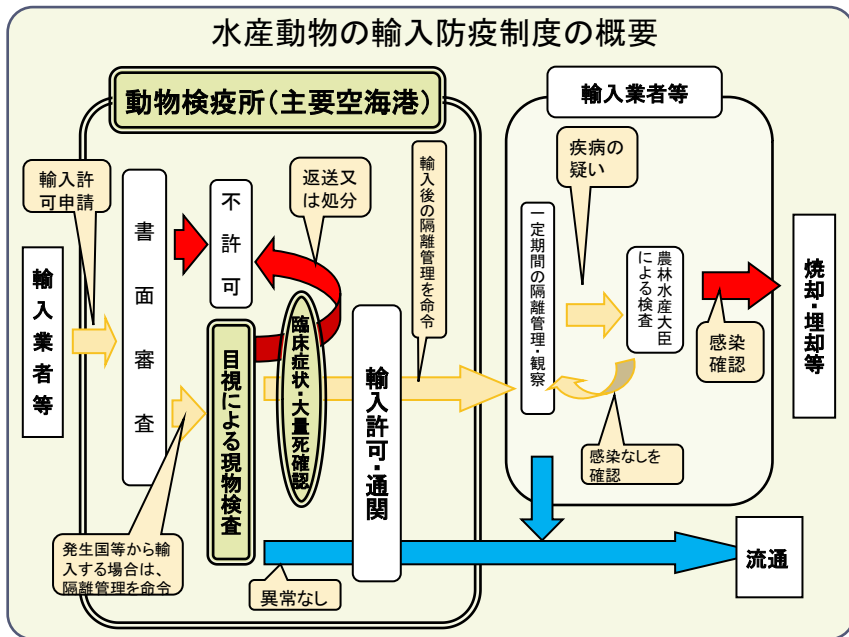
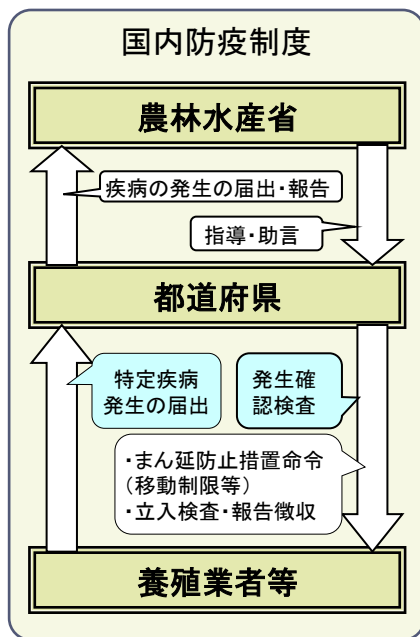
農林水産大臣が定める水産動物について輸入防疫対象疾病を指定。輸入許可申請に輸出国政府機関の検査証明書の提出を義務付け。

動物検疫所で輸入許可証の発給と、輸入時の現物を検査。目視検査で、異常が認められた場合、輸入許可と併せて、隔離管理(※)等を命令。

#### ○輸入許可件数の推移

単位: 件

年	こい	金魚	さけ科 魚類の 発眼卵	くるま えび属の 稚えび	合計
H19	36	1,222	13	4	1,275
H20	14	1,062	12	4	1,092
H21	16	1,241	12	6	1,275
H22	1	1,208	11	6	1,226



### 3 魚病被害の概要

給餌養殖生産の進展と養殖魚種の多様化により、魚病発生状況は複雑化。

主な傾向としては、

- (1) 外国産種苗の増加等に伴う海外からの疾病侵入
- (2) 薬剤による治療が困難なウイルス病の発生
- (3) 栽培漁業の種苗生産過程における魚病被害等

### 4 コイヘルペスウイルス(KHV)病対応

- (1) 平成15年11月、茨城県霞ヶ浦において我が国で初めてKHV病を確認。その後全国で重大な被害。
- (2) 各都道府県において、移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置を実施。平成22年の発生件数は天然水域7件、養殖場等36件の合計43件。
- (3) 「水産疾病に関する防疫専門家会議」での議論も踏まえ、監視、感染コイの早期発見、まん延防止措置の実施。



知っていますか？水産防疫の対象疾病より

### 5 アユ冷水病対応

- (1) 平成16年3月、国、都道府県、関係団体からなる対策協議会がアユ冷水病防疫に関する指針を策定し、対策を推進。(平成20年3月改訂)
- (2) 引き続き、環境水中からの高感度検出法など防疫に係る研究や発生状況調査を実施。

#### ○最近の魚病被害額の推移

年(H)	生産量(千t)	生産額(億円)	魚病被害額(億円)	魚病被害割合(%)
17	313	2,496	104	4.0
18	302	2,751	103	3.6
19	306	2,746	115	4.0
20	302	2,751	104	3.6

#### ○KHV病発生状況

単位: 件

年(H)	養殖場等	天然水域等	合計
15	65	29	96
16	561	349	910
17	232	78	310
18	139	43	182
19	114	19	133
20	73	28	101
21	63	12	75
22	36	7	43

#### ○冷水病発生状況

単位: 件

年(H)	養殖場	天然水域	合計
18	125	151	276
19	108	144	252
20	100	120	220
21	93	121	214
22	90	99	189

# 水産安全



## 1 化学物質等

「食品の安全性に関する有害化学物質サーベイランス・モニタリング中期計画」に基づき、水産物に含まれるダイオキシン類、カドミウム等の有害化学物質の蓄積実態調査を実施し、結果を順次公表。併せて、有害化学物質等についてのリスク低減措置等に関する技術開発研究を実施。

### サーベイランス調査(23年度)

ダイオキシン類(カタクチイワシ・コノシロ・マサバ・カンパチ(養殖)・ブリ(天然)・ブリ(養殖))、カドミウム(ベニズワイガニ)、ヒスタミン(マグロ、サンマ、サバの各魚種の加工食品)(予定)

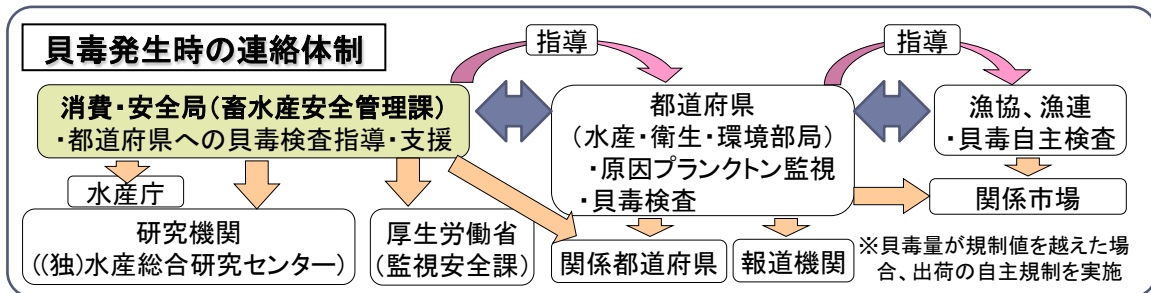
### 研究開発(23年度)

- 「魚食によるメチル水銀のリスクと交絡因子の解析」に関する研究
- 「水産物における病原微生物のリスク低減技術の開発」に関する研究

## 2 貝毒監視体制等

生産段階における貝毒の発生監視、出荷自主規制の指導を実施。また、海洋環境の変化等によって、我が国で発生が認められていない新規貝毒や発生海域の拡大が懸念される海洋生物毒海洋生物毒(※)について、毒成分の高感度機器分析法の開発を図るほか、我が国周辺海域における二枚貝等の毒化状況実態調査を実施。

※ 記憶喪失性貝毒、神経性貝毒、シガテラ毒、パリトキシン毒など。



## 3 ノロウイルス対策

「マガキの生産段階におけるノロウイルス・リスク低減に関する研究(H18~20)」により得られた成果(ノロウイルスの迅速かつ簡便な検査法等)を導入し、地域での陸域から海域におけるノロウイルスの動態を把握するための監視体制の整備を図るため、都道府県等に対し交付金を交付。

### マガキの生産段階におけるノロウイルス・リスク低減に関する研究

- ・マガキ養殖漁場におけるノロウイルスの動態解明  
ウイルスの分布実態把握及びウイルスの拡散・運搬の解明
- ・マガキ養殖漁場リスク予測手法の開発  
患者発生状況、降雨や海況等の選定指標からマガキ養殖漁場リスク予測手法を開発
- ・浄化処理によるリスク低減  
養殖業者が実施可能な浄化あるいは転地の方法とリスク低減における有効性を解明

ノロウイルス・リスク低減のためのマガキの漁場・生産リスク管理法を提示

# 水産用医薬品



- (1) 水産用医薬品は、人用医薬品と同じく、その品質、有効性及び安全性を確保するために薬事法に基づく諸規制が規定。
- (2) 近年、水産用ワクチンの開発と使用の増加に伴い、これまでの薬剤治療に依存していた魚病対策から予防に重点を置いた対策になりつつある。
- (3) これら医薬品の適正使用について、都道府県による研修会の実施や巡回指導、薬事監視員等の立入検査などにより指導・監視。

## 薬剤治療について

養殖業者(疾病発生)

- 管轄する指導機関(水産試験場等)、漁連・漁協、獣医師等
- ・診断、治療方法の指導

販売店舗(購入)

- 投薬の実施
- ・用法・用量どおりに実施

- 使用結果の把握
- ・養殖業者による使用の記録

## ワクチン使用について

養殖業者(ワクチン使用を希望)

- 管轄する指導機関(水産試験場等)
- ・水産用ワクチン使用指導書の交付
- ・注射の接種を行う者に対する指導(技術研修会の開催等)

販売店舗(購入)

- 注射の実施
- ・用法・用量どおりに実施
- ・指導機関による使用時の指導

- 使用結果の把握
- ・指導機関による使用後の検査を実施
- ・指導・検査等の結果の取りまとめ(ワクチンの有効性調査等の資料として活用)